

人事委員会議事録（第1766回）

1 開催日時

令和7年12月1日（月）17:00～18:10

2 開催場所

3委員会第2会議室

3 会議に出席した者

委 員	大久保 和 代	委員長
	長 尾 真	委 員
	中 上 幹 雄	委 員
事務局職員	三 宅 ゆかり	事務局長
	北 守 人	任用給与課長
	川 崎 勝 之	任用給与課副課長

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件（第1765回）

人事委員会議事録（第1765回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

審査請求の審査に関する事務の一部の委任の件（令和7年（不）第2号事案）

任用給与課長が、令和7年6月6日付の審査請求（令和7年（不）第2号事案）の審査に関する事務の一部を大久保委員長及び中上委員に委任することを説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

第3号議案

採用選考試験（第2回）実施要綱決定の件

任用給与課長が、標記要綱（案）を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

例えば、総合土木職の場合、土木関連の民間企業から公務員に転職する際に、一定期間は転職が禁止されるなど、利害関係の面からの規制等はあるのか。

（事務局）

民間企業から公務員に転職する場合は、特に規制はない。

第4号議案

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件

任用給与課長が、標記条例の制定に伴う意見について内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

獣医師の初任給調整手当の対象となるのは非常勤の獣医師か。

(事務局)

常勤の獣医師の給料に手当として加算するものである。

(委員)

特地勤務手当の算定式について、現行の算定式は、給料の遡及改定の結果、異動時の給料月額が現在の給料月額と同額になり、結果的に改正後の算定式と同様に現在の給料月額を基礎として算定するものか。

(事務局)

現行の算定式は、例えば、3年前に異動してきた場合は、異動時である3年前の給料月額と現在の給料月額が算定基礎となるものであり、改正後の算定式とは異なる。

第5号議案

公立学校教育職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件

任用給与課長が、標記条例の制定に伴う意見について内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

教員の給料についても行政職と同様に改定される案か。

(事務局)

そのとおり

(委員)

なぜ、これまで校長、養護教諭等は夜間学級担当手当の支給対象ではなかったのか。

(事務局)

手当の支給対象となるのは本務の場合だが、これまで昼間との兼務で本務ではなかったため、支給対象ではなかった。

報告事項1

任命権者が行った処分

任用給与課長が、警察本部長が行った2件の懲戒処分の内容及び理由を説明した。

閉会